

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)
規制の名称	(1)バルティック海海域における旅客船からのふん尿等の排出規制強化(別表第二関係) (2)船舶において使用される燃料油の硫黄分濃度の規制強化(第十一条の十関係)
規制の区分	拡充
担当部局	国土交通省総合政策局海洋政策課
評価実施時期	平成31年3月7日
規制の目的、内容及び必要性等	(1)バルティック海海域における、国際航海に従事する船舶のうち、旅客船からのふん尿及び汚水の排出は、ふん尿等浄化装置で処理したものを除き、禁止する。 (2)一般海域(バルティック海海域、北海海域、北米海域及び米国カリブ海海域を除く海域をいう。)において、船舶が使用する燃料油中の硫黄の濃度の基準を、現行の3.5パーセント以下から0.5パーセント以下に強化する。
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	(1)本規制で必要となるふん尿等を浄化する専用装置に係る費用は我が国において規制するか否かにかかわらず、バルティック海海域を航行する旅客船には同装置の設置が必要となるので、追加の遵守費用は発生しない。また、船舶検査の際に船舶検査官による確認が行われるので対応するための費用が発生するが、現状の船舶検査の一部として行われるため、追加の費用は軽微である。 (2)基準を満たす燃料油を調達するための費用が発生する。なお、所有船舶の運航形態、船舶の型式、使用する燃料のうち基準を満たしていない燃料油の割合等さまざまな要因により異なるため定量的な費用の把握は困難である。また、船舶検査の際に船舶検査官による確認が行われるので対応するための費用が発生するが、現状の船舶検査の一部として行われるため、追加の費用は軽微である。
(行政費用)	(1)、(2)とも船舶検査等で本規制の基準に適合しているか確認を行うこととなるが、船舶検査官が船舶検査を実施する際の作業の一部として実施されるものであるため、発生する費用は極めて軽微である。
直接的な効果(便益)の把握	(1)バルティック海を航行する日本国籍を有する船舶である旅客船が条約締約国の港に円滑に入港できることとなる。 (2)燃料油中に含まれる硫黄分の基準の強化することにより船舶から発生する硫酸化物等が大きく減少し、大気環境保全に大きな効果がある。
副次的な影響と波及的な費用の把握	船舶による海洋及び大気汚染を防止し規制することによって、我が国周辺海域に限らず、地球規模による海洋及び大気環境の保全が達成される。
費用と効果(便益)の関係	(1)バルティック海海域を航行する日本国籍を有する旅客船において、船舶検査官による船舶検査の際にふん尿処理の専用装置について確認を受けるための軽微な追加の遵守費用が発生する。なお、当該専用装置を取り付ける等の費用については、我が国が規制するか否かにかかわらず必要な費用であり追加の遵守費用は発生しない。さらに、行政費用として船舶検査の費用が発生するが軽微である。一方、条約締約国の港への円滑な入港という効果が発生するため、当該規制案を導入することが適当である。 (2)遵守費用として、高硫黄燃料油を使用している場合には低硫黄燃料油を使用するための費用、船舶検査への対応のための軽微な費用が見込まれる。さらに、行政費用として船舶検査の費用が発生するが軽微である。本規制は、海洋環境保全の観点から、効果が費用を大きく上回ると考えられることから、当該規制案を導入することが適当である。
代替案との比較	マルポール条約の遵守のために必要な規制であるため、その内容と異なる独自の規制は代替案として想定されない。
その他関連事項	本政令案は、マルポール条約関連法であり、国際海事機関(IMO)における条約改正案作成段階時においても、関係業界団体を含む我が国全体の意見を踏まえて対応してきた。また、条約改正後も外部有識者や関係団体等と連携して国内法制化のための検討を行い、有識者、関係者の意見も十分に踏まえた上で本政令案の検討を実施している。
事後評価の実施時期等	当該規制については、施行から5年後(平成36年)に事後評価を実施する。
備考	